

LP ガス価格高騰対策事業（第3弾）に係るQ & A

質問	回答
Q1:様式第5号実績報告書兼精算払請求書について ・事務手数料の算出の欄で、値引きした消費者の数に100円を掛けた金額を記入すればよいのか。	販売店あたり事務手数料の欄は計算式がはいっているの、消費者数の数を入力すると金額は自動計算されます。金額が20万円を超える場合は、自動で20万円と表示されます。
Q2:チラシの配布について ・事前周知は、県協会を用意したチラシを必ず配布しなければならないのか。	チラシの配布は必須ではありません。各事業者の状況に応じて効率よい方法で事前周知をお願いします。
Q3:様式第1号「長野県LPガス価格高騰対策事業支援金（第3弾）交付申請書」について ・申請書に□（チェック欄）があるが、チェックの入力方法を教えてほしい。	様々な方法がありますが、「しかく」と入力して☑を表示する方法があります。
Q4:第3弾交付申請書の確認について ・販売事業者が第2弾交付申請書の登録内容を確認することになっているが、交付申請書と併せて第2弾交付申請書も添付が必要か。	その必要はありません。
Q5:消費者の増減がある場合については、変更として申請が必要か、必要な場合必要な添付書類は何か。	消費者数に大幅な増減（概ね20%以上の戸数変動）があった場合は、様式第3号（変更等承認申請書）を用いて申請願います。
Q6:値引き対象者について(1)	本事業について、公共施設を請求先により区分する規定はなく、職員が事務を執行する用途で使用する施設を除き、値引き対象としている。
Q7:値引き対象者について(2)	顧客コードが変更になった場合対象外とする規定はない。したがって、住所変更や名義変更のみで継続的に同じ消費者（地点）に供給しているのであれば、対象者となる。
Q8:手引き2（5）の解釈について ・令和7年4月1日に新規契約した消費者は支援対象外か	指定した期間内に使用していた消費者が対象なので、4月1日に新規契約した消費者は対象外となる。
Q9:手引き2（5）の解釈について（2） たとえば、令和6年8月から令和6年10月の間に長野県内の事業者より供給されていた消費者が移転し、県内の別事業者となった場合、値引きの対象となるか。	対象となる。ただし、前の事業者から使用実績リストを提供してもらう等 使用していたことが証明できる証憑を求める必要がある。事業者同士協力し合って対応されたい。あるいは消費者から前の事業者の請求書または領収書の控えをもらえればよい。
Q10:申請様式について ・様式はどのように入手すればよいか	県LPガス協会ホームページの専用サイトでダウンロード可能である。なお、様式集を含む関係書類を、全事業者に郵送により通知してあるので、これを利用いただきたい。
Q11:当社は、メールは使用していないが、申請書は郵送でよいか	郵送でもよい。Q10と同様の対応をされたい。
Q12:第1弾では、対象期間内に1,000円以上使用していたものの、値引き期間内に1,000円未満の使用だった消費者について、値引き対象者となるか。	対象期間内に合計1,000円以上使用していれば、値引き期間内に1,000円に満たなくても対象となり得る。

質問	回答
Q13:手引き 4 (3) ②について ・ 値引きの確認書類として、いくつか例示されているが、そのうちの一つを提出すればよいか、複数提出しなければならないか。 ・ 14 条書面の提出も必要か。	・ 値引きの事実確認書類については、いずれか 1 つの提出でよい。 ・ 支援事務局で 14 条書面により供給開始の事実確認が必要な場合は、要請する。